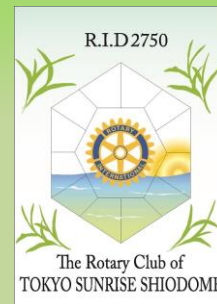


◆ WEEKLY REPORT ◆



R.I.D.2750 Chiyoda & Pacific
Basin Group
The Rotary Club of
TOKYO SUNRISE SHIODOME



R.I.会長 シェカール・メータ

2021-22年度 会長 熊谷行裕
クラブテーマ「身近な奉仕活動に積極的に参加しよう」

No.277 28. Oct. 2021 発行

第275回 例会

【日時】2021年10月21日(木) 12:30~13:30
【例会場】ザ ロイヤルパークホテル アイコニック 東京汐留
【例会出席】会員数 16名 名誉会員 6名 【出席者】10名 ビジター 0名 ゲスト 0名
【出席率】62.5% 【修正出席率】68.8%
【ニコニコBOX】¥9,000—

《プログラム》

◇ 開会点鐘

◇ 斉唱：「奉仕の理想」

◇ 会長挨拶

ワールドニュースでヨーロッパでまたコロナが広がっているとやっていました。ロシアはロシア製のワクチンを国民が打つのを嫌がって30%程しか打っていないそうです。日本もどうなるか気は抜けませんね。

◇ 幹事報告

田園調布 RC で色々ご協力頂いている富倉進様の卓話が有ります。ご参加頂ける方は是非よろしくお願ひします。

◇ 委員会報告

愛知とし子副会長：キッズフェスタの話し合いが有りました。午後の部がまだ余裕が有りますので各ロータリアンでロータリークラブにお声掛けをして頂きたいと思ひます。

◇ 出席報告

◇ にこここBOX

熊谷行裕：今朝のワールドニュースでヨーロッパでまたコロナが広がってきて、イギリスは1日の感染者が4万人を超えたとの事。日本はどうなるか、まだまだ油断は出来ませんね。地震情報です。浜松で巨大なデータが出ています。東海地方が心配です。

板橋一成：山本直道様、本日の卓話を楽しみにしています。明治憲法を知りたいです。

愛知とし子：ショパンコンクールで反田君が2位！小林さん4位おめでとうございます！そのお蔭で3週間楽しくも毎日寝不足でした。寝不足から解放されますがすでにロスです(笑)

梅澤武男：直道さん、卓話を楽しみにしています。

立堀佳男：直道さんの卓話楽しみです。明治憲法ですね。宜しく～！

山本直道：遅れてしまいすみません。今日の卓話はうまく話せるか心配ですが、宜しくお願ひします。

司 会：山本教夫会員
熊谷行裕会長

熊谷行裕会長

板橋一成幹事

鹿島孝夫会員

立堀佳男会員

◆会長：熊谷行裕 ◆幹事：板橋一成 ◆副会長：愛知とし子【発行責任者】

【創立】2014年10月15日【例会日】毎週木曜日 12:30~13:30【例会場】ザ ロイヤルパークホテル東京汐留
〒160-0022 東京都新宿区新宿 6-18-3 (南エルーデ内) / TEL:03-6380-5798 / FAX:03-6273-1196

【URL】<https://suns-rc.org/> 【E-mail】office@suns-rc.org

◇ 『大日本帝国憲法の基礎知識』

山本直道会員



山本直道会員

今日はいわゆる明治憲法について、私が関心のある所を興味のない方にも分かりやすくお話ししたいと思います。戦後にマッカーサーの指示の下に現在の憲法が作られましたが、敗戦後に過去を全否定する流れが有り明治憲法がひどかったと言う単純な評価が下されていて、そこを私なりに修正したいという興味の下お話をさせて頂きます。制定の背景として欧米列国との不平等条約改正の為に近代国家形成と文明国への仲間入りが必要でした。『五箇条の御誓文』にて広く会議を興し万機公論に決すべしとあり、議会を開催することの必要性を第一に書いています。明治8年に立憲政体の詔書が出て14年に国会開設を約束し22年に憲法が公布されました。良く言われるドイツ・プロイシア憲法を参考にしていると言われますが半分間違っているかと思えます。伊藤博文や井上毅など起草者に属する人たちがヨーロッパで学んでいた時に、ドイツでグナイスト教授に、私達の国の憲法は教えられないが、あなたの憲法をどうすれば良いかは教えられない。憲法というものはその国の文化や歴史、伝統を形にしたものだからと言われ、日本の歴史伝統、文化を土台にした憲法にしなければいけないのだと強く意識したそうです。欧米諸国を意識していたのでお手本にはしていたとは思いますが、ここからは私の主観も有りますが、良く誤解されがちな戦前は天皇主権、戦後は国民主権と言われますが、第1条「大日本帝国は万世一系の天皇これを統治す」とありますが、元々井上毅案では「天皇の治(しらす)所なり」でありました。これは天皇が民に想いを致してお治めになるのであって、天皇は専制君主ではない、との趣旨であったものです。伊藤博文も同様の解説をしています。主権が天皇にあると言っても、その運用・行使は憲法の条規に従うのであり立法・行政・司法の各機関の運用に委ねられていたので実質的な国民主権が可能な仕組みでありました。そして天皇の不可侵においても3条にある「天皇は神聖にして侵すべからず」が取り上げられますが55条とセットで考えなければいけませんで、天皇は神であると言っているものではありません。天皇の国務上の行為は国務大臣の輔弼がなければ効力を生じないのであるから国務大臣はその同意をした事について責任を負うという事が書いてあり、大臣が国家にとって不利益になると思う内容に天皇から副署せよとの大命があった場合、大臣に信任が無いのだから辞職するしかなく、辞職せず同意したら、やはり同意したことの責任を問われるという事で天皇が責任を負うのではないという事に繋がるのです。統帥権についてですが、戦争の無い今の日本で考える事はあまりないかとも思いますが、神武天皇以来、兵馬の指揮権は朝廷にあったが、その後武門に渡り、江戸時代は諸藩が藩兵として各自が軍事力を保有していました。これを古代の体制に復する趣旨があります。封建体制からの脱却という歴史的な意義は大きいですが、規定があまりに簡素で後日勝手な解釈が横行してしまいました。特に文民統制の規定が無いのが致命的だったかと思われます。今回お時間が来てしまい、途中になってしまいましたが、またご興味が有りましたら是非お話ししたいと思います。有難うございました。



熊谷行裕会長



板橋一成幹事



愛知とし子副会長



立堀佳男会員

◇ 講評

熊谷行裕会長

山本直道会員、有難うございました。とても参考になりました。ちょっと時間切れになってしまったので、是非パート2もやって頂きたいと思えます。やはり大日本国憲法を知る事によって今の憲法を学ぶという事に繋がるかと思えますので、是非次回も楽しみにしています。

◇ 開会点鐘

《今後の主な行事予定》

- ◇ 12月12日 チャリティーコンサート

《今後の例会スケジュール》

- ◇ 11月4日 休会
- ◇ 11月11日 12:30~13:30
- ◇ 11月18日 12:30~13:30